

## 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(令和5年第4回定例会 提出予定案件)

### 1 提案理由

青森市都市公園条例で定める使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管等の青森市道路占用料徴収条例に定める道路占有物件と同一または類似する物件の占有に係る使用料については、昭和33年4月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところである。

道路占用料の改定に係る道路法施行令の一部改正を勘案して青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を提案することとしており、青森市都市公園条例についても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占有物件と同一または類似する物件の占有に係る使用料を改定するものである。

### 2 条例の改正内容

- ・青森市都市公園条例 別表2（第19条関係）

青森市道路占用料徴収条例に定める道路占有物件と同一または類似する物件の占有に係る使用料について、道路占用料と同じ額として改定する。

### 3 施行期日

令和6年4月1日